

第6回意見交換会の回答

【第一部】辰巳用水について

辰巳ダムがつくられると辰巳用水の東岩取水口と東岩隧道は水没し破壊されることとなります。県は、『加賀辰巳用水』および『加賀辰巳用水東岩隧道とその周辺』（以下、『東岩隧道』と略記）によって記録保存を行い、実物については保存せず破壊もやむなしという考えのようです。

多くの県民は辰巳用水の完全な現物保存を願っているところですが、仮に県のこの考え方を前提としても、貴重な文化遺産の実物を破壊するからには当然、これらの文献は、十分な実物の調査・研究の集大成でなければなりません。現時点での調査・研究・考察が不十分であれば、東岩取水口、東岩隧道の水没・破壊によって、問題点の解明は永久に不可能になってしまいます。もし未解明の問題があれば、ダムによって水没する前にあらためて調査・研究を行う必要があります。

以下、 、 では、おもに両文献の内容、両文献執筆準備のための調査・研究・考察、およびその後の調査・研究・考察についてお尋ねします。

Q - (1)

.辰巳用水の土木技術史における位置等について

(1)辰巳用水の歴史文化的価値に関する県の認識を御説明ください。

A . 用水の歴史、土木技術史等の面から、一定の価値を有するものと考えている。

Q - (2) ~ (7)

(2)寺津用水(金沢市)、長坂用水(同)、市ノ瀬用水(加賀市)、長柄用水(高松町)、丸山水トンネル(津幡町)、牛ガ首用水(通称四万石用水;富山市など)、十二貫野用水(黒部市)などに使われている土木技術と、辰巳用水の土木技術の継承関係に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。

(3)辰巳用水の水トンネルの完成に果たした「能登黒鋤組」「越中黒鋤組」の役割に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。

(4)辰巳用水とりわけ安政期につくられた部分に使われた「曲尺」に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。

(5)辰巳用水の大普請のための大量人員およびその食糧の確保・調達に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。

(6)辰巳用水の普請において重要な意味をもつ鉄製工具類の調達、辰巳地方の野鍛冶に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。

(7)辰巳ダムの堰堤がかかる左岸側にある青谷砦跡に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。また、『東岩隧道』に青谷砦跡に関する記述がまったくない理由についてご説明ください。

A . 県の辰巳用水に関する調査・研究の成果については「加賀辰巳用水 - 辰巳ダム関係文化財等調査報告書 - 昭和58年 辰巳ダム関係文化財等調査団」、「辰巳ダム建設事業に伴う辰巳用水東岩取水口付替計画 昭和61年 石川県」及び「加賀辰巳用水東岩隧道とその周辺 - 辰巳ダム建設に係る記録保存 - 平成元年3月加賀辰巳用水東岩隧道周辺調査団」の著書以外にはありません。

Q - (1)

.辰巳用水東岩隧道の技術等について

- (1) 東岩取水口および東岩隧道の歴史文化的価値に関する県の認識を御説明ください。

A . 用水の歴史を考える上で、一定の価値を有するものと考えている。

Q - (2) ~ (1 0)

- (2) 東岩隧道の設計、測量、工事を指導・指揮した人物に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。
- (3) 東岩隧道の区間の犀川の左右両岸それぞれについて、地層図をお示しください。
- (4) 寛永期の横穴は水平なものが多いのに対して、東岩隧道の横穴は斜坑が多くなっていますが、その理由に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。
- (5) 東岩隧道の勾配図を示したうえで、この区間の勾配およびその変化がもつ特徴、古河口近くで天井が高くなっていることに関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。
- (6) 先導坑工法と、隧道内壁面のツルハシ跡の方向から推測した合致点との間にどのような関係があるか、調査・研究成果および考察結果をお示しください。
- (7) 隧道内の「タンコロ穴」の数、位置、間隔およびそれらと掘削作業との関連に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。
- (8) 隧道掘削中の湧水の処理に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。
- (9) 隧道内における作業環境に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。
- (10) 洪水時など、隧道内に水が過剰に流入した場合の対策に関する調査・研究の成果および考察結果をお示しください。

A . 県の辰巳用水に関する調査・研究の成果については前述の著書以外にはありません。

【第2部】県文化財保護審議会について

これまでの県側の説明は、県文化財保護審議会の“辰巳ダムによる辰巳用水の一部破壊もやむなし”という結論によって、ダム建設〔による東岩隧道の破壊〕が認められたというものでした。しかし、公文書などの記述にしたがうと、この「結論」なるものには正当性がないと考えられます。
以下についてお答えください。

Q - (1)

.文化財保護審議会の辰巳用水に関する審議の内容および手続き問題等について
(1)文化財保護審議会について

石川県文化財保護審議会が設置された経過、その職務、権限などについて、関係法令にそってご説明ください。

A . 「石川県文化財保護審議会」は、昭和50年10月14日、文化財保護法第105条第1項及び石川県文化財保護条例第37条に基づき設置された。
その職務、権限は、文化財保護法第105条第2項の規定のとおりである。

Q - (2)

(2)辰巳用水の史跡指定協議について

「昭和44年、石川県文化財保護委員会より、辰巳用水を石川県の文化史跡指定申請に就いての諮問があり……」(『辰巳ダム建設と言う事に就いて』昭和57(1982)年1月、吉村進・元辰巳用水土地改良組合理事)との記録があり、また翌昭和45(1970)年6月25日、第1回石川県文化財保護委員会(後に文化財保護審議会と改称)で「辰巳用水を史跡指定の方向で協議」(『加賀辰巳用水』「序説」;以下、『用水序説』と略記)との記述もあります。

これらの記録は、昭和40年代に辰巳用水を文化財に指定する動きがあったことを示していますが、その内容について、石川県文化財保護委員会/審議会の当時の記録をもとにご説明ください。

A . 辰巳用水については、昭和45年度第1回 県文化財専門委員会(S45.6.25)及び昭和45年度第2回 県文化財専門委員会(S45.10.27)において協議がなされている。
協議内容等は「加賀辰巳用水」(P10~P12)に記載されている。

Q - (3)

(3) 中断された史跡指定協議

昭和45(1970)年10月27日、第2回石川県文化財保護委員会で、「史跡指定は継続審議とする」(『用水序説』)としていますが、以後、史跡指定の協議はされていません。「この委員会が用水保護についての最後の協議」(同前)とのことですが、なぜこのように審議がストップしたのか、以後、史跡指定への審議はどのようなになっているのか、関係資料をもとにご説明ください。

A . 継続審議となったため、以降、協議が行われなかったものと考えている。

Q - (4)

(4) 審議会・小委員会の協議内容について

昭和54(1979)年秋、辰巳ダム建設予定が県民に知られてから「辰巳用水東岩取入口水没やむなし」と結論が出されたとされる昭和55(1980)年9月22日の第2回文化財保護審議会まで、辰巳用水に関する同審議会はいつ開かれ、それぞれ辰巳用水についてどういう内容の協議をおこなったのでしょうか。議事録など資料をご提供のうえご説明ください。

A . 文化財保護審議会における、辰巳用水に関する審議状況は次のとおりである。

- ・昭和54年度第2回 県文化財保護審議会 (S 5 4 . 1 2 . 5)
 - ・昭和54年度第3回 県文化財保護審議会 (S 5 5 . 3 . 1 5)
 - ・石川県文化財保護審議会 (辰巳ダム建設説明会) (S 5 5 . 5 . 2 6)
 - ・昭和55年度第1回 県文化財保護審議会 (S 5 5 . 6 . 2 3)
 - ・昭和55年度第2回 県文化財保護審議会 (S 5 5 . 9 . 2 2)
- 協議内容等は、「加賀 辰巳用水」(p 1 0 ~ p 3 2) に記載されている。

Q - (4)

また同年「文化財保護審議会辰巳用水小委員会」が設置されましたが、この小委員会は何を目的に設置され、解散するまで、いつ開催され、それぞれどのような協議をおこなったのでしょうか。議事録など資料をご提供のうえご説明ください。

A . 「文化財保護審議会辰巳用水小委員会」は、辰巳用水保護に関する基礎調査のため設置されたものであり、その審議状況は次のとおりである。

- ・第1回 学界連合保護対策委、県保護審辰巳用水小委合同説明会
(S55.7.12)
- ・第2回 学界連合保護対策委、県保護審辰巳用水小委合同説明会
(S55.7.22)
- ・辰巳用水小委員会による地元との意見交換会(S55.8.6)
- ・第3回 学界連合保護対策委、県保護審辰巳用水小委合同説明会
(S55.8.12)
- ・第4回 学界連合保護対策委、県保護審辰巳用水小委合同説明会
(S55.8.25)
- ・地元と両委員会の意見交換会(S55.9.3)
- ・辰巳用水小委員会委員長等と県教委、土木部との協議(S55.9.4)
- ・辰巳用水小委員会(S55.9.12)

協議内容等は、「加賀 辰巳用水」(p15～p30)に記載されている。

Q - (5)

(5) 小委員会の結論について

情報公開窓口からいただいた資料(『文化庁記念物課長あて』昭和55(1980)年11月17日)に記録されている「9 小委員会」の項と、「10 審議会」の項では、小委員会報告として記されている内容に食い違いがありますが、その理由、意味についてご説明ください。

A . 内容の食い違いがどの部分を指すのかご提示されたい。

Q - (6)

(6) 議事録のない審議会

昭和55(1980)年9月22日、第2回文化財保護審議会が開かれていますが、「この審議会の議事録はない」と情報公開窓口から返答をいただいています。

この審議会で辰巳ダム建設が事実上決まったことを考えると、この審議会の議事録がないことは、きわめて重大な問題です。審議会などの協議、審議、結論は、通常その議事録の作成、責任者の確認があり、諮問者に答申・建議・具申して終了すると思われませんが、会議の内容・結論をどのように担保したのでしょうか？

また建議あるいは具申はされたのでしょうか？ されたとすれば、資料をもとにご説明ください。

A . 議事録の作成については、特に必要ないと考えている。

Q - (7)

(7) 教育長、次長の押印のない公文書

情報公開窓口からいただいた「昭和55年度第2回石川県文化財保護審議会の概要について」(起案10月8日)という公文書に会議の様子が記述されていますが、この公文書には山本課長、福野課長補佐の印があるのみで教育長、次長の印欄は空欄です。

したがって、この文書は教育長、次長の承認を得ておらず、その内容は無効であると考えられますがいかがでしょうか？

A . 教育長等の押印は、特に必要ない文書であると考えている。

Q - (8)

(8) 反故になっている議会答弁

昭和55年度第2回文化財保護審議会(9月22日)直後の9月29日、県議会で奥名教育長は「江戸時代の工法の残っている部分について、近く県指定の重要文化財史跡に指定するよう(文化財保護)審議会に諮問したい」(9月30日付毎日新聞)と答弁していますが、その後諮問した形跡がありません。その事情についてご説明をお願いいたします。

A . 史跡指定のための条件等が整っていなかったため、諮問が行われなかったと考えている。